

法人ポータルにおける企業情報検索機能のプロトタイプ についての研究

Prototyping Corporate Information Search Function in Corporate Portal

高島 麻衣[†] 塩澤 秀和[‡] 星 徹[‡] 手塚 悟[‡]
Mai Takashima[†] Hidekazu Shiozawa[‡] Tohru Hoshi[‡] Satoru Tezuka[‡]

[†] 東京工科大学大学院 バイオ・情報メディア研究科 コンピュータサイエンス専攻

[†] Graduate School of Bionics, Computer and Media Science,
Tokyo University of Technology

[‡] 玉川大学 工学部 ソフトウェアサイエンス学科

[‡] Department of Software Science, Tamagawa University

‡ 東京工科大学 コンピュータサイエンス学部

‡ Computer Science, Tokyo University of Technology

要旨

2016年1月より社会保障・税番号制度(番号制度)の運用が開始される。2015年10月から住民票を持つ国民全員に厚生労働省より指定、通知される個人番号(マイナンバー)と同様に、法人に対しても国税庁から法人番号が付与される。番号制度は個人番号と法人番号を用いて行政業務の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平で公正な社会の実現することを目的としている。従来、各行政機関では業務において個人や企業を管理する際、異なる番号を付番しており、法人に対しては66の行政業務で13種類以上の番号がひとつの企業に振られている現状である。そこで各機関で唯一の個人番号と法人番号を利用し、情報の名寄せ、突合、それを必要とする行政業務の効率化や新たな行政サービスの提供を実現する。また、利用範囲の規定がない法人番号特有の目的として、法人番号を活用した新たな価値の創出が期待されている。国税庁は電子申請のワンストップサービスやプッシュ型サービス、法人3情報(法人番号、名称(商号)、所在地)の公表や、オープンデータの提供を予定しているが、法人や事業者による法人番号の活用促進や、民間による法人番号を利用した新しいサービスの提供が今後は必須となる。本稿では法人に係るワンストップサービス等の窓口として設置される法人ポータルのコンテンツを拡張し、法人や事業者の法人番号利用を促進することを目的として、法人ポータルから利用できる企業情報検索基盤の構築について検討する。また、企業情報検索基盤構築の第一段階として、企業間のリレーションをグラフィカルに表示するプロトタイプの作成を行う。

キーワード

番号制度, 法人番号, 法人ポータル

1. はじめに

2016年1月より番号制度の運用が開始される。特に法人番号は利用範囲に制限がなく、官民を問わず活発な利活用が期待されている。法人番号によって行政機関、地方自治体、民間企業が各々保有する企業情報を名寄せ・突合が可能となり、企業情報の利活用が促進されることで、社会的コストの削減と新たな価値の創造が期待されている。

法人の属性情報や詳細情報(以下、企業情報)は、企業同士の取引における相手の信用調査や新規取引先開拓時の実態調査、一般消費者が商品を購入する際や就職活動の際の企業研究等、様々な場面で利用される。しかし法人情報の収集は、書籍やインターネット、登記所からの商

業登記、信用調査会社等、多様な情報源から入手する必要があり、人件費や諸経費等、社会的にみて大きなコストが発生している[1]。

本稿では法人に係るワンストップサービス等の窓口として設置される法人ポータルのコンテンツを拡張し、法人ポータルから利用できる企業情報検索基盤の構築について検討する。企業情報の集約にかかるコストを軽減し、法人や事業者、一般消費者による法人番号の利用を促進するための具体的活用策になることを目的とする。

2. 番号制度

2013年5月24日、第183回国会において「行政手続きにおける特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立した。番号法は番号制度を導入するための法律である。番号制度とは社会保障と税の一体化改革の一環として、個人と企業にそれぞれ個人番号(マイナンバー)と法人番号を付番し複数の機関に存在する個人・法人の情報を同一人・同一企業の情報であることを確認する基盤である。個人と法人のそれぞれに悉皆的で唯一無二の番号を付番することで、複数の機関による横断的な情報共有や情報伝達を行い、行政の効率化と透明性を実現するための社会基盤となるべく導入される[2][3]。個人番号は2016年の導入当初は社会保障、税、防災の3分野に利用を限定され、導入3年を目途に段階的な利用分野の拡大が行われる方針だが、法人番号は利用分野に制限がなく、官民間われない利用が前提とされている。

3. 法人番号

3.1. 法人番号

法人番号は番号法に基づいて法人等に指定される13桁の法人識別番号(企業コード)である。

現在、行政機関は様々な組織、分野、目的ごとに独自の企業コードを発行、管理しており、66の行政手続きにおいて13種類以上の企業コードが存在している。このため、行政機関が保持する企業情報の名寄せには大きな負担がかかり社会全体での生産性の低下を招いている。また、現状では機関を横断したサービスの提供も困難である。そこで法人番号の導入により、行政機関間での企業情報の共有と様々な行政手続の効率化を図る。企業にとっても複雑な窓口申請のワンストップ化や正確な所得・資産に基づく税額控除等の利点がある[4]。また、法人番号は基本的な法人3情報(名称、所在地、法人番号)の共有による社会的コストの低減やオープンデータの効率的な活用、企業間取引における公的文書の電子化、産業統計の政策立案への活用等への活用も期待されている。

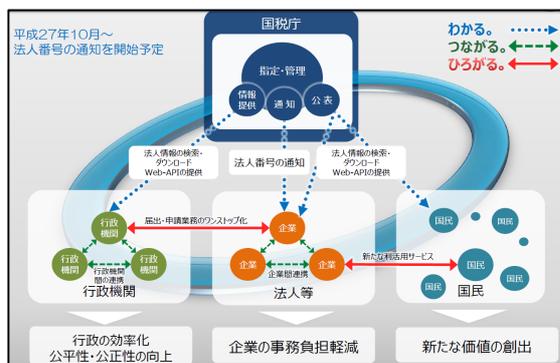


図1 法人番号の概要

出典：国税庁・内閣府「法人番号について」

3.2. 法人番号の指定と記載義務

設立登記されている法人の場合、商業登記法に基づく会社法人等番号に1桁のチェックデジットを加えた13桁をその法人の法人番号とする。会社法人等番号を指定されていない国の機関・地方自治体等に対しては、国税庁が会社法人等番号と重複しない独自の12桁の番号を指定、1桁のチェックデジットを加えた13桁を法人番号とする。なお、法人等とは以下の組織を指し、1法人に1番号が指定されるが、法人の支店や事業所には指定されない[4][5]。

- ① 国の機関・地方公共団体
- ② 登記所の登記簿に記録された法人等
- ③ 国税・地方税の申告・納税義務、源泉徴収義務、特別徴収義務、法定調書の提出義務がある、または法定調書の提出対象となる取引を行う法人[4]

法人番号を指定された法人等は、社会保障、税分野での行政業務の申請書類に法人番号の記載を義務付けられる。

法人番号は利用分野に制限がなく官民間問わず様々な用途での利活用が可能であり、また、前提とされているが、法人番号利用の義務付けは限定的であり、利用促進のために産業界を含めた利活用のベース拡大が必要である[6]。

3.3. 法人番号活用における基本機能

付番後に企業コードを社会インフラとして有効活用するために必要な基本機能は以下の3つである[4]。

- ① 「企業コード紐づけ機能」:既に運用中の独自のコードと法人番号を紐づける
- ② 「企業属性情報の参照機能」:法人番号と企業の属性情報の関係を管理、利用者に情報を提供
- ③ 「企業認証機能」:企業の属性情報を諒する主体を認証

本研究は主に②の拡張にあたる。

3.4. 法人番号の公表

国税庁では番号法執行後、法人番号の指定を受けた団体の法人3情報を「法人番号公表サイト」にて公開する。法人番号公表サイトでは①名称・所在地・番号による法人情報の検索、②法人情報のダウンロード機能の提供、③企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのWeb-API機能の提供を行い、パソコン、タブレット、スマートフォンからの利用も可能になる。例えば株式会社等の設立登記法人が新たに

設立されると、国税庁では法務省から連絡される登記情報に基づき法人番号を指定、通知し、当該情報を公表する。新たに法人番号を指定された法人は新規設立法人として把握可能となる。現在、民間企業における新規営業先の開拓や会員勧誘先の把握には、インターネットや登記所の商業登記、信用調査会社など様々な情報源から情報を入手しており、人件費や手数料等のコストが嵩んでいるが、法人番号が導入されると、企業は「法人番号公表サイト」を通じて新規設立法人を抽出し、効率的に新規営業先の開拓が実施できるようになる[1]。

3.5. 法人番号公開サイト

法人番号公開サイトは国税庁が法人番号を付番し法人の3情報を検索、閲覧、検索結果の印刷、ファイルでのダウンロードが可能となる。また、Web-API機能の提供し、システム間連携インタフェースを活用して、ある法人が自社のWebシステム上にて法人情報で問い合わせた法人3情報依頼を取得することが可能となる。

4. 各国の企業コード概要

4.1. 導入目的、枠組み

2011年度におけるアジア4か国(シンガポール、中国、インド、タイ)と欧州6か国(ベルギー、オランダ、フィンランド、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン)の合計10ヶ国の企業コードの現状について、日立製作所、日立総合計画研究所、日立コンサルティングの3社により行われた共同調査の結果を表に示す。

多くの国が「企業や行政機関の業務効率化」を目的とし企業コードを導入し、異なる目的としては「課税の業務の改革」が主な導入理由となっている。いずれの国も国内共通の企業コードを原則すべての企業に付番することで、実際に企業や行政機関の効率化につながっている。

表より、第一の特徴として、全ての国で企業コードに紐づけられる属性情報に企業名称、所在地、会社形態を含んでいることがわかる。日本では法人番号より公開が定められている属性情報に企業形態が明確には含まれていない。第二に適用範囲については、アジアが企業情報の民間開示での利用にとどまり、欧州では企業間取引にも利用されていることがわかる。日本における法人番号は利用範囲に制限がなく、法律上は企業間取引での利用も可能であるが、実現は将来的なものと想定されている段階である。第三の特徴として、全ての国で個人事業主も含めた様々な法人が網羅されている。法人番号は法人単位での付番であり、事業所や個人事業主への付番はされない。しかし、行政手続きには法人単位でなく事務所単位で行われる

場合も多く、番号制度の効果的な利活用のためには事業所や個人事業主への法人番号もしくはそれに準ずる番号の付番が必須であり、将来的な導入に向けての検討も内閣の担当各所にて行われている。

表 1 各国の企業コード導入の目的

目的	対象国・地域	コード名称
企業や政府の業務効率化	ベルギー	Enterprise Number
	オランダ	KVK Number
	フィンランド	Business D
	ノルウェー	Organisation Number
	デンマーク	CVR Number
	シンガポール	UEN
	タイ	Single Number
	中国	組織機構コード
課税業務の改革	EU	EORI RED
	スウェーデン	Organisation Number
	インド	PAN
	EU	VAT Number

出典：[4] 日本を強くする企業コード(p78-79)

表 2 海外の企業コード制度の枠組み

	アジア(4ヶ国)	欧州(6ヶ国)
定義	9~13桁の数字または数字と英文字 属性情報の情報量は国により異なるが、必ず企業名称、所在地、会社形態を含む	7~12桁の数字 属性情報の情報量は国により異なるが、必ず企業名称、所在地、会社形態を含む
適用範囲	行政 機関内で共通、行政手続きで利用	機関内で共通、行政手続きで利用
	民間 企業情報の民間開示で利用 (シンガポール、タイ)	企業情報の民間開示で利用 企業間取引でも利用
網羅性	個人事業主も含めた様々な法人が対象 (タイ、インド一定の条件を満たす法人に登録を義務付け)	個人事業主も含めた様々な法人が対象 (ノルウェー、フィンランド、スウェーデン：小規模個人事業主の登録は任意)
粒度	法人単位 (中国 事業所番号も付番)	法人単位 (ベルギー、オランダ、デンマーク 事業所番号も付番)
鮮度	シンガポール 変更発生時 タイ、中国 毎年+変更発生時 インド 毎月	変更発生時の更新を義務付け

出典：[4] 日本を強くする企業コード(p78-79)

4.2. 各国の企業コードの適用領域

国内共通の企業コード委を参考して導入した国の活用例は、企業情報の提供、企業情報の管理・集約、企業情報の更新・登録、手続き情報のバックオフィス連携の4つに大別できる。本稿では特に企業情報の管理・集約での活用例を参考に示す。

4.2.1. 企業情報の収集・管理・販売(欧州)

情報サービス会社は登記情報を管理する行政機関をはじめ、複数の行政機関や民間企業から企業情報を収集している。国内共通の企業コードを導入している欧州各国では、企業コードを用いて少ない負荷で企業情報を集約している(図2)。

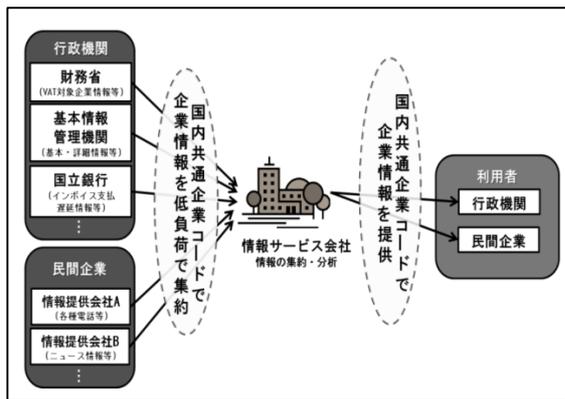


図 2 企業情報の収集・管理・販売

出典：[4] 日本を強くする企業コード (p102)

5. 企業情報データベースサービス

5.1. 企業情報データベースサービス

企業や消費者が企業情報を知りたい際、インターネット上で企業情報を検索できるデータベースサービスは官民合わせて数多く存在する。名称、住所、業種名等の属性情報であれば、3章の法人番号公表サイトがない現在でも入手することはある程度可能である。しかし1章で挙げた例のように、企業間取引や一般消費者が企業から商品を購入する際の企業調査、新規取引先を開拓する場合や就職活動時の企業研究を行う場合等に求める企業情報は、属性情報のみでは不足している。

本章では、インターネット上で企業の詳細情報を入手できるデータベースを複数挙げ、各々の特長をまとめ、構築する企業情報検索基盤に必要な情報項目や機能を検討する。

民間企業による企業情報データベースの代表例として TDB 企業サーチを、公的サービスの例としてサイバー法人台帳 ROBINS と登記情報提供サービスを挙げ、複数の情報提供サービスの統合例として欧米企業情報オンライン RBR についても触れる。

5.1.1. TDB 企業サーチ

株式会社帝国データバンクが独自に取材・収集した企業情報データベース検索の有料サービス。一部、属性情報と企業から掲載希望があった開示情報を無料で公開している。無料で閲覧できる情報は企業コード、企業名、住所、業種名、決算報告、開示情報の5情報、有料では TDB 会社による調査が行われた企業に限り TDB 会社情報(資本金、従業員数、創業年月日等の企業概要、代表者、集積2期の業績、業種別売上高ランキング)が閲覧できる。100万社以上の収録社数を募り、企業情報以外にも企業信用調査データベース(CCR)、大型倒産情報、景気動向調査、市場調査、業界動向等の DB ソリューションを提供している[7]。

5.1.2. サイバー法人台帳 ROBINS¹

総務省および経済産業省共管の一般財団法人・日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)により研究開発された事業者等総合情報基盤である。信頼性の高い公式の企業情報の提供を行うことで、インターネット上での安全なビジネス活動環境を実現することを目的とする。閲覧者はサイバー空間における信頼性の高い企業情報を「誰でも」「いつでも」「どこでも」「かんたんに」見ることが出来る[8]。

掲載情報の真正性は、士業資格を持つ情報確認者が第三者として情報を確認し、企業情報と共に確認済みであることを表示することで保証する。検索できる情報は法人3情報に加え、英字名称、各種企業コード、主たる事業所の代表電話番号、Web サイト、ドメイン、組織区分、経歴、事業紹介等多彩な企業情報が掲載されている。多様な企業情報を無料で閲覧できる利点がある一方、ROBINS の掲載企業数そのものが他の情報保有機関と比べ著しく少ないというデメリットもある。

掲載方法は企業が自社の企業情報を提出し、情報確認者として登録されている第三者に確認依頼をする。情報確認者は依頼を受け聞き取り調査や登録書類の確認にて掲載する企業情報の真正性を確認し、ROBINS は企業情報と確認済みの旨を掲載する。掲載企業に対して掲載と確認依頼が有料であり、閲覧者は無料で情報を閲覧することが出来る。

5.1.3. 登記情報提供サービス

法務省の指定法人である一般財団法人民事法務協会により提供されるインターネット上で不動産及び法人登記情報を閲覧できる有料サービスである。利用の際は利用者登録が必要。請求できる情報は不動産登記情報(全部事項、所有者事項)、地図情報、図面情報、商業・法人登記情報(全部事項)、動産譲渡・債権譲渡情報であり、それぞれ請求には項目ごとに所在及び地番、家屋番号、会社法人等番号が必要となる。登記情報は PDF 形式で提供され、インターネットに接続されたパソコンで表示・保存が可能であり、請求した登記情報を必要とする行政機関等に対する電子申請の際、登記事項証明書の代わりとして添付できる照会番号が発行される。照会番号の参照期間は100日間有効であり、一つの照会番号につき一つの行政機関にのみ利用が可能である。つまり有効期限内であっても、照会番号を用いて複数の行政機関に対してオンライン申請を行う場合は申請する行政機関の数に相当する照会番号を取得する必要がある[9]。

¹ Reference of Business Identity for Network Society

民間企業による企業情報データベースは、新聞社が保有する情報を公開、販売していることも有るが、多くは民間信用調査機関が独自の情報網により調査し提供しているものである。民間信用調査機関によるデータベースは情報量が多く、顧客のニーズに適った幅広く詳細な企業情報が手に入るというメリットがある。一方で、情報の多くが有料であり、様々な企業の情報を入手し比較検討したい場合等にコストが大きくなりがちになるというデメリットがある。

一方、公的サービスとして提供されている ROBINS は企業の概要から詳細まで有用な情報が無料で閲覧、利用できるメリットがあるが、掲載企業数が著しく少ないことと企業によって記載情報にバラつきがあることで、ROBINS 単体で様々な企業情報を自由に検索することは難しい。

5.1.4. 日経テレコム

株式会社日本経済新聞デジタルメディアにより提供されている日本最大級の会員制ビジネスデータベースサービス[10]。ビジネスに関連する信頼できる情報を幅広く提供する。新聞社グループの情報網、取材・調査力による過去 30 年分の新聞・雑誌記事を中心に、500 を超える媒体から幅広い情報を収録している。東京商工リサーチ、帝国データバンクをはじめとする国内外の企業情報データベースから 100 万社以上の企業概要や取引先情報、業績や評点等を提供する。記事、企業情報、業界・市場、ビジネスキーパーソン、海外情報を主なコンテンツとし、複数の企業情報データベースからの横断的な検索機能の他、クリップメールや他企業のクラウドサービスとの連携も行っている。

5.1.5. 欧米企業情報オンライン EBR²

EBR は欧州諸国の企業情報管理機関が連携して企業情報を集約する Web サイトである。オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ガーンジー島、アイルランド、イタリア、ジャージー、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、セルビア、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、イギリスの 27 か国における 2000 万件の企業情報を閲覧することが出来る。安全な国際取引の実現を目的とし、Web ページで企業概要を無償で検索でき、2 次的利用が容易なデータセットの購入も可能である[11]。

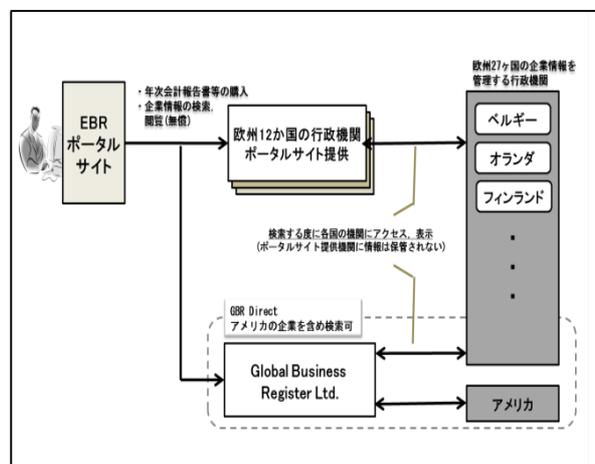


図 3 EBR の概要

出典：EBR, < <http://www.ebr.org/>> 参考に作成

表 3 各企業情報データベースの概要

データベース名	利用可能者	取得できる情報	利用している企業コード	特長/特記
TDB 企業サーチ	要登録	【無料】企業コード、企業名、住所、決算報告、開示情報 (RR) 【有料】TDB 会社情報 (業績等詳細情報)、企業概要、評価指標、財務情報、経営内容、倒産情報、変動情報、業界・市場情報、統計、ランキング、海外企業情報、等	TDB 企業コード	類似の民間企業による企業情報データベースは多数存在 TDB 会社情報は、それまでに TDB 社による調査が行われた企業に限る
ROBINS	誰でも利用可能	【無料】 必須事項) 企業名称 (日本語、英字、よみがな)、主たる事業所の所在地 (日本語、英字)、登記上の所在地 (日本語、英字)、主たる事業所の代表電話番号、URL (付加情報) 親会社名称、組織区分、ドメイン、設立記念日、代表者氏名、コード情報、等	複数の企業コードを登録可	掲載を希望する企業が自社情報を提出、第三者が真正性を保証 企業名、所在地等に英字表記を義務付け 複数の企業コードを登録可 外部データベースとの連携が前提 掲載企業数が類似のサービスに比べ少ない 付加情報の記入率はバラつきあり
登記情報提供サービス	要登録	【有料】不動産登記情報 (全部事項、所有者事項)、地図情報、図面情報、商業・法人登記情報	地番、家屋番号、会社法人等番号	申請業務で必要となる情報の取得面が強く 取得しそのまま申請するワンストップサービス
日経テレコン	要登録	【有料 基本料金、情報利用料金】 企業概要、税務情報、経営内容、取引先情報、業績、評点、等	-	日本最大級の参照媒体数 複数の民間企業データベースの有料情報も横断的に検索可能

²European company information online

6. 法人ポータル

法人ポータルとは法人に係るワンストップサービス等を実現するため、内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁により検討、構築が成されているポータルサイトである。2013年6月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言」にて目指すべき社会のひとつとして挙げられる「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」を実現するため、法人番号を用いた公共サービスの窓口として設置される[6][12]。法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手、各種のオンライン手続等を行うことができる。

経済産業省が公開している法人ポータルの機能イメージは「自社法人情報表示」、「プッシュ型サービス」、「ワンストップサービス」、「法人関連オープンデータ集約」の4つである。

自社法人情報表示とは、行政機関等が法人番号を用いて管理・保有している自社の法人情報について確認する機能である[6]。

プッシュ型サービスは各企業に関連する行政情報等を行政機関等から通知を行う機能であり、例えば企業が利用可能な助成金の情報や、企業が保有する各種資格・許認可の有効期限・更新期限が行政機関から通知される。

ワンストップサービスは行政機関等への申請等の手続きを一度で済ませる機能である。申請に必要な書類や証明書を省略することも可能となる。

オープンデータ集約は行政機関等が保有しているオープンデータ等の公開法人情報について集約する機能である。例えば新規取引口座開設時の手続きにおいて、企業の実績や資格等の状況調査が必要になった場合、企業は自社の資格許認可情報等を、法人ポータルを通して参照、電子署名付きのデータとしてダウンロードすることが出来る。あくまで自社情報の取得が可能であり、企業はダウンロードしたデータを取引元企業に提出し、取引元企業は信用調査会社等、他のサービスと組み合わせて与信調査を実施する。

法人ポータルはユーザにとって最も身近な法人番号利用の窓口になる。基本的な機能としては先述の4機能であるが、法人ポータルからアクセスできるコンテンツを追加・拡張し利便性を高めることで法人番号の利活用を更に促進できると考えられる。

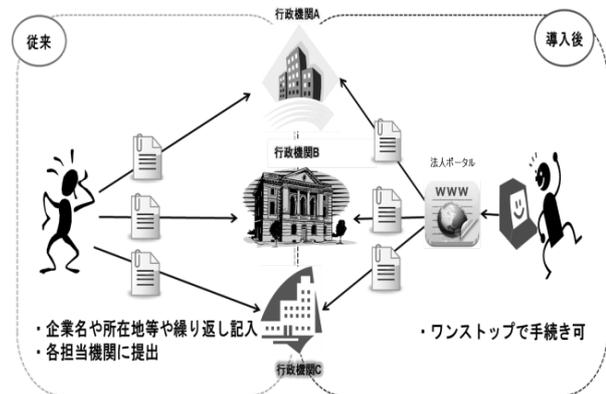


図4 法人ポータル(ワンストップサービス)

7. 提案

7.1. 企業情報検索基盤

法人番号の導入により行政機関が保有する企業情報が共通の番号で管理されるようになる。これまで大きな負荷を伴っていた企業情報の名寄せや突合が効率化し、各機関に点在していた企業情報の集約が出来るようになる。

本研究では法人番号のより活発な利用促進を目的として、法人ポータルから利用できる企業情報検索基盤の構想、構築を行う。法人番号を用いて複数の情報保有機関から企業情報を低負荷で取得、集約し、分析・加工しGUIにて表示することで、より効率的で直観的な企業情報の活用ができると考える。

複数の情報データベースから企業情報を収集という点は5.1.4の日経テレコムを一つの理想モデルとしている。日経テレコムは会員制の有料サービスであるが、法人ポータル設置の前提とされた「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会」の実現のため、提案する企業情報検索基盤は無料・無償での利用を基本とする。

取得できる企業情報は法人3情報等の属性情報と、オープンデータや企業情報データベース等から無償で取得できる詳細情報を加味した詳細情報であり、利用者はある1つの企業についての詳細な情報を知りたいという利用者よりも、複数の企業の基礎的な情報を調べる、または企業同士を比較検討したい民間企業や一般人を想定している。

7.2. システムの概要

提案するシステムの流れは以下の通りである(図5)。

- ① 企業名や法人番号、フリーワードで検索
- ② 法人番号による参照
- ③ 情報の提供
- ④ 任意の分析を項目から選択
- ⑤ 分析、加工、図表化
- ⑥ 結果を表示

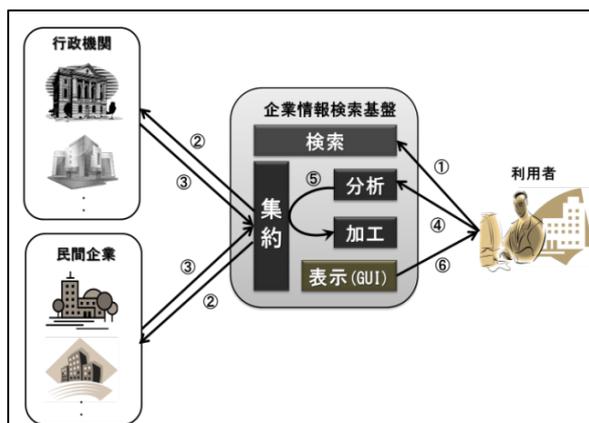


図 5 企業情報検索基盤の概要

複数の情報保有機関から同時に企業情報を集約するため、利用者にとってより補完的な企業情報の取得が可能となる。また、集約した企業情報を分析・グラフ化し、視覚的にわかりやすく表示することで利用者の利便性の向上を図る。

今回は構築の第一段階として、企業間のリレーションを GUI にて表示するプロトタイプを作成を目指す。

7.3. 表示

7.3.1. 企業間のリレーション

例えば企業を分析する際、名称や所在地、代表者等、企業そのものを示す情報の他に、他の企業との関係性により新しい情報を得ることもある。今回は企業の関係性をグループ関係、取引関係、連携関係の3つに絞り表示を考える。

- (1) グループ関係
 - ・ 子会社
 - ・ 勢力図
- (2) 取引関係
 - ・ 顧客(仕入, 販売)
- (3) アライアンス関係
 - ・ 戦略的提携, 共同研究
 - ・ 他業種同士の連携
 - ・ 資本連携

グループ関係とは企業グループに着目し、ひとつの企業に対する子会社と親会社を表示する。子会社かどうかは株式の保有率から導き、親子関係を確認する。また、従業員数、業種別売り上げ等で業界ごとの比較研究を行う勢力図の表示も行う。取得できる企業情報の項目を増やすことができれば、商品ごとのシェア等を表示することも可能となる。取引関係はサプライチェーンや流通経路等の確認を行い、新しい取引相手の開拓やライバル企業の把握等に利用できる。アライアンス関係は連携の種類を表示する。

7.3.2. GUI

実際にプロトタイプの表示画面を作る。データは既存の企業情報データベースサービスから手動でまとめたものを用い、JavaScript のライブラリ D3.js を用いて図表を描く [13]。データには 3 グループ 33 社の企業名称, ID(仮想法人番号), 従業員数, 資本金, 売上高, 当期純利益, 株式発行数, 大株主(ID), 大株主の株保有数, 子会社 ID3 社分, 取引先 ID3 社分が入っている。

図 6 は D3.js を用いて実際に作成中の企業情報検索基盤のプロトタイプの表示画面イメージの図である。上の図は企業 A を親としたグループ関係を表している。ここからある任意の会社 C のノードをクリックすると、会社 C を取り巻く取引関係の図(図下)に変わる。取引関係の図にするか、勢力図等の他の図にするかは画面上の選択肢等で利用者を選択させ、常に知りたい企業を中心に動的な企業間関係を図示する GUI の構築を目指す。

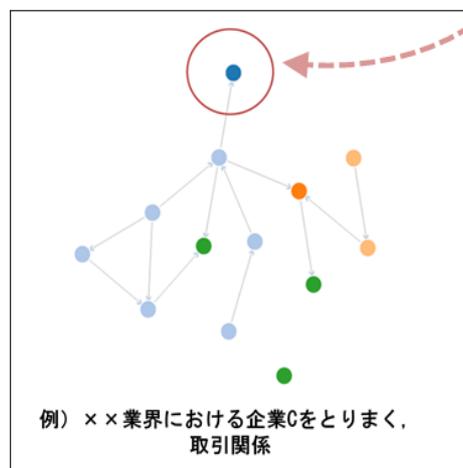
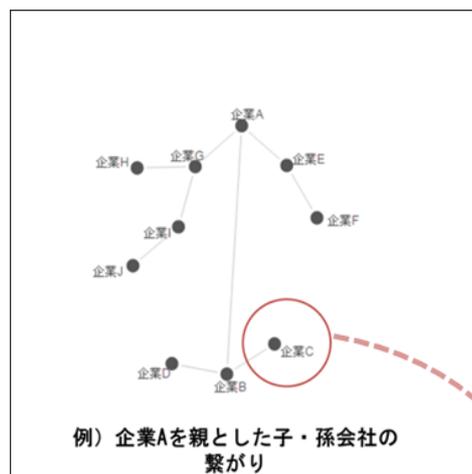


図 6 GUI イメージ

7.4. ユースケース

●民間企業による「新規営業先の開拓」

現在、民間企業は新規営業先を開拓しようとする際は、インターネットや登記所の商業登記、信用調査会社等、様々な情報源から情報を入手していた。そこに本稿で提案する企業情報検索基盤を用いると、法人番号公表サイトから得た「新規設立法人」を抽出し、抽出された法人に対して他の企業情報データベースより集約した企業概要(名称, 所在地, 法人番号, 業種等)を表示。業種で絞り込み検索をかけ、グループ関係等もワンストップで知ることが出来る。

●就職活動学生の「企業研究」

就職活動における企業研究とは膨大な企業の中から自分の条件に見合った企業を見つけ出し、その企業についての造詣を深める作業であるが、現在の就職活動学生は民間企業が提供する就活支援サービスサイトを利用し、業種や勤務地等の条件を選択、求人が出ている企業の企業概要を読む、もしくは学校から提供される求人情報や経済誌等で企業情報を入手する等の方法で企業研究を行っている。そこで提案する企業情報検索基盤を用いると、就活支援サービスサイトである企業を見つけ選択すると、そのまま経済誌出版社や他のデータベースからも集約しより詳細な企業情報を入手できる。また、業界のグループ関係を表示しその企業の業界内での位置や勢力図、一体どのような親会社を持ち、どのような企業と取引を行っているか等を GUI にてより分かり易く、より効率的な企業研究が可能となる。

●企業情報販売サービスとの連携

先述の通り、提案する企業情報連携基盤は「誰でもどこでもいつでも受けられる」というコンセプトの法人ポータルから利用するため、情報取得は無料・無償での利用を基本とした。しかし、5.1.5 にて EBR のように有料でより詳細な企業情報を販売する企業情報データベースサービスへの誘導機能を設ける等の工夫は必要だと考えられる。

8. まとめ

本稿では日本の番号制度運用開始にあたり、法人番号の調査を行った。法人番号は行政機関や民間企業における行政業務の効率化を主な目的として導入され、様々な領域での利活用が期待される。本稿では、法人番号の利活用促進を目的として、外国の企業コードの概要とその使用例、現在ある企業情報データベースサービスの一部を例に挙げながら、法人ポータルから利用できる企業情報検索基盤について構想、提案

した。また、プロトタイプとして企業間のリレーションを表示する GUI について検討した。今後は本格的なプロトタイプ構築に移り、改善点や追加点を探りながら企業情報検索基盤自体の構築を行っていく。

参考文献

- [1] 国税庁, 「法人番号について, 詳しく説明します」, <<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/houjinbangou/kuwasiku.htm>>, 2015/5/28 確認.
- [2] 番号制度創設推進本部, 「みんなで考えたい 社会保障・税に関わる番号制度~マイナンバー法案~」, <<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/symposium/akita/siryous3.pdf>>, 2015/5/28 確認.
- [3] 近藤佳大, 「日本の番号制度(マイナンバー制度)の概要国際比較 -個人識別子と行政統制の視点から-」, 情報管理, vol.56, no.6, pp.344-353, 2013 年 9 月.
- [4] 手塚悟, 嶋田充宏, 新妻継良 他共著, 「日本を強くする企業コード -もう一つのマイナンバー「法人番号」とは-」, 日経 BP 社, pp.8-55, pp.76-113, pp.182, 2013.
- [5] 国税庁・内閣府, 「法人番号について -法人番号で, わかる. つながる. ひろがる-」, <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/houjinbangou_gaiyou.pdf>, 2015 年 5 月.
- [6] 経済産業省, 「法人向けポータルに関する検討状況」, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai6/siryous5.pdf>, 2015/5/28 確認.
- [7] (株)帝国データバンク, TDB 企業サーチ, <<https://www.tdb.co.jp/lineup/products.html>>, 2015/5/28 確認.
- [8] 一般財団法人 日本経済社会推進協会 JIPDEC, サイバー法人台帳 ROBINS, <<http://robins-cbr.jipdec.or.jp/robins/>>, 2015/5/28 確認.
- [9] 一般財団法人 民事法務協会, 登記情報提供サービス, <<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>>, 2015/5/28 確認.
- [10] 日経テレコン, <<http://telecom.nikkei.co.jp/guide/>>, 2015/5/28 確認.
- [11] EBR, <<http://www.ebr.org/>>, 2015/5/28 確認.
- [12] 首相官邸, 「世界最先端 IT 国家創造宣言」, <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryous1.pdf>>, 2015/5/28 確認.
- [13] D3.js, <<http://d3js.org/>>, 2015/5/28 確認.